

地方防災会議における女性委員の積極的な登用について

- 「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～（令和2年12月25日閣議決定）」において、地方防災会議における女性委員の割合について、2025年までに30%以上となるよう取り組むこととしている。
- 都道府県防災会議の委員については、災害対策基本法において、陸上自衛隊の方面総監や、教育委員会の教育長、都道府県警本部長等を充てることとされている。
（市町村防災会議についても、都道府県防災会議の例に準じて、条例で定めることとされている。）
- 女性委員の割合を高めるため、地方防災会議の委員として、知事や市長が指名する者に女性委員を積極的に登用するなど取組を進めていただきたい。

① 女性委員を積極的に登用している地方公共団体

（1）都道府県（令和4年4月1日現在）

団体名	割合
徳島県	46.9% (38/81)
島根県	42.5% (31/73)
鳥取県	42.0% (29/69)
滋賀県	33.9% (21/62)
鹿児島県	29.8% (17/57)

（2）市町村（令和4年4月1日現在）

団体名	割合
佐賀県鹿島市	53.8% (14/26)
大阪府堺市	45.0% (27/60)
福岡県北九州市	44.8% (26/58)
島根県大田市	44.1% (15/34)
愛知県大府市	43.5% (10/23)

出典：内閣府HP

② 女性委員の割合を高める具体策

女性比率が高い地方公共団体では、災害対策基本法第15条第5項に定められている委員について、以下のとおり工夫して女性委員を登用している。

災害対策基本法 第15条第5項※	工夫点
都道府県の部内の職員のうち知事が指名する者	・医療、福祉などの部門の課長級の女性管理職
指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうち知事が指名する者	・報道機関で働く女性 ・看護協会、助産師会、社会福祉協議会、保育会、幼稚園連合会等、女性が活躍している団体を指定 ・女性団体や特定非営利活動法人で活動している女性
自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうち知事が指名する者	・大学の女性教授、准教授 ・自主防災組織、消防分団の女性委員

※ 同項に定める委員について簡素化して記載

出典：内閣府「災害対応力を強化する女性の視点
～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」参考